

平成25年7月22日 (22:00)

【照会先】

社会・援護局総務課災害救助・救援対策室
室長補佐 喜田川典秀(内線2898)
災害救助専門官 熊野 将一(内線2819)
(代表電話)03(5253)1111
(直通電話)03(3595)2614

7月22日の大雨の被害にかかる災害救助法の適用について
(第1報)

1 災害の概要

大雨による被害により、山形県において多数の者の生命又は身体に危害を受けるおそれが生じていることから、山形県は災害救助法の適用を決定した。

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備考
【山形県】 長井市 (ながいし)	7月22日	7月22日からの大雨による被害により、多数の者が生命又は身体に危害を受けるおそれが生じており、避難して継続的に救助を必要としている。	
南陽市 (なんようし)	7月22日		
西村山郡大江町 (にしむらやまぐんおおえまち)	7月22日		
西置賜郡白鷹町 (にしおきたまぐんしらたかまち)	7月22日		

2 今までにとられた措置

- ・避難所の設置等